

## 衣浦東部広域連合工事施行に関する入札及び契約事務公表基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に定めるもののほか、入札及び契約事務の透明性の確保のため、入札及び契約事務の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表する事項)

第2条 この基準において、公表する事項は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の発注見通し及び入札結果の公示
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札の参加者の資格
- (3) 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札の参加者の資格
- (4) 有資格者名簿
- (5) 指名基準
- (6) 入札に関する事項

(公表の方法)

第3条 この基準に基づく公表は、衣浦東部広域連合公告式条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第1号）に基づく公表方法によるもののほか閲覧及びホームページへの掲載の方法による。

(発注見通し)

第4条 毎年度4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる工事（予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事で秘密にする必要があるものを除く。）について、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合は契約を締結する時期）

2 前項の規定により公表した事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、毎年度9月1日を目途に変更後の当該事項を公表する。

3 公表の期間は、当該年度の3月31日までとする。

(資格の公表期間)

第5条 公表の期間は、当該資格が有効な日までとする。

(有資格者名簿)

第6条 有資格者名簿は、毎年4月1日を目途に公表する。

2 公表の期間は、当該年度の3月31日までとする。

(指名基準)

第7条 指名基準は、毎年4月1日を目途に公表する。

2 公表の期間は、当該年度の3月31日までとする。

(入札内容等の事前公表)

第8条 競争入札を行う場合において、競争入札の通知を発したときは、遅滞なく次に掲げる事項を公表する（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する業務等で秘密にする必要があるものを除く。）。

(1) 入札日時

(2) 工事の名称

(3) 工事場所

(4) 入札場所

(5) 予定価格

2 公表の方法は、競争入札通知書の写しによるものとする。

3 公表の期間は、競争入札の通知を発した日から契約を締結した日の属する年度及び翌年度までの間とする。

(入札結果等の公表)

第9条 前条により公表した競争入札を執行したときは、入札事務の整理後次項により速やかに公表することとする。

2 公表の内容は、入札執行調書の写しによるものとし、入札執行調書に定める全ての内容とする。

3 公表の期間は、入札を執行した日の属する年度の翌年度末までとする。

4 入札不調のときは、入札執行調書の落札業者欄に「不調」と表示し、入札経過の金

額は、公表しないものとする。

(契約内容等)

第10条 前条により公表した工事の契約を締結したときは、次に掲げる事項を遅滞なく公表する。

- (1) 契約業者名及び住所
- (2) 工事の名称、場所、工期、種別及び概要
- (3) 指名基準
- (4) 指名理由
- (5) 契約金額
- (6) 予定価格及び予定価格の110分の100の価格（入札書比較価格）

2 前項により公表した工事において契約金額又は工期の変更を伴う契約の変更したときは、変更契約締結後遅滞なく変更内容及び変更理由を公表する。

3 公表の期間は、入札を執行した日の属する年度の翌年度末までとする。

(随意契約)

第11条 予定価格が130万円を超える工事について随意契約の方法により契約を締結したときは、遅滞なく見積結果及び契約内容を公表する（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事で秘密にする必要があるものを除く。）。

2 見積結果の公表は、見積執行調書の写しにより次に掲げる事項を公表する。

- (1) 見積執行日
- (2) 工事の名称
- (3) 見積業者名及び見積金額

3 契約内容は、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 契約業者名及び住所
- (2) 工事の名称、場所、工期、種別及び概要
- (3) 随意契約理由
- (4) 契約金額
- (5) 予定価格及び予定価格の110分の100の価格（入札書比較価格）

4 前項により公表した工事において契約金額又は工期の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更契約締結後遅滞なく変更内容及び変更理由を公表する。

5 公表の期間は、見積りを執行した日の属する年度の翌年度末までとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の衣浦東部広域連合工事施行に関する入札及び契約事務公表基準の規定は、平成26年2月1日以後に公告、指名競争入札通知又は見積書徴収通知するものについて適用する。ただし、平成26年3月31日までに完了するものについては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成31年3月15日から施行する。